

## 遺留分減殺請求書

1. 被相続人山田太郎は平成22年5月5日に死亡しました。
2. 被相続人の相続人は、妻（山田花子）、長男（山田一郎）、長女（田中淑子）の3名です。
3. 被相続人の遺産の価額は金3000万円でありました。
4. 被相続人は、その死亡の日より1年以内である平成21年10月10日に、貴殿に対して現金9000万円を贈与しました。
5. 被相続人が相続人のために遺留すべき財産の価額は、同人は債務を残さなかったので、遺産の価額金3000万円と貴殿に贈与した金9000万円とを加えた1億2000万円の2分の1に当たる6000万円であり、私の遺留分は、その2分の1に当たる3000万円でありませう。
6. ところが、私が相続する遺産の価額は、金1500万円でありますから、被相続人が貴殿に対してなした右贈与は、私の遺留分を侵害しております。
7. よって、私は右遺留分を保全するため、被相続人が貴殿に対してなした右金9000万円の贈与のうち金1500万円を減殺し、本書到達後7日以内にそれを支払うことを求めます。

平成22年9月1日

広島市東区戸坂千足1丁目21番14号

被相続人 亡山田太郎

相続人 山田花子 印

広島市中区千田町1丁目2番1号

受贈者 花園順子殿